

広島県告示第二百八十九号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定によって、広島県縮景園の使用料、広島県立美術館の使用料及び物品売払代金の徴収事務を次のとおり委託した。

令和四年四月七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

委託を受けた者		委託した年月日 （委託期間）
名称	住所	令和四年四月一日 （令和四年四月一日～ 令和九年三月三十一日）
イズミテクノ・広島緑地建設・広田造園共同事業体	広島県広島市西区商工センター二丁目三番一号	